

社会福祉法人 藤聖母園

介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム

【弘前大清水ホーム】

(介護予防) 短期入所生活介護事業  
利用契約書

事業者である社会福祉法人藤聖母園（以下「甲」という。）と契約者様（以下「乙」という。）は、契約者が介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム」（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、利用料金を支払って、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第 1 章 総 則

### [契約の目的]

- 第 1 条 甲は、介護保険法法令の趣旨にしたがい、乙がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、乙に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 4 条及び第 5 条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 甲が乙に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりにします。

### [契約期間]

- 第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から乙の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに乙から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### [短期入所生活介護計画の決定・変更]

- 第 3 条 甲は、乙に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って乙の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 甲は、乙に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、甲は、乙に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 甲は、短期入所生活介護計画について、乙及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 甲は、乙に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは乙及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、乙及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 甲は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、乙に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### [介護保険給付対象サービス]

- 第 4 条 甲は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、乙に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

### [介護保険給付外対象サービス]

- 第 5 条 甲は、乙との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、甲は、特に乙から個人的サービスの要請があった場合は、介護保険給付外対象サービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は乙が負担するものとします。
- 4 甲は、第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて乙の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### [契約期間と利用期間]

第6条 本契約でいう（契約期間）とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、（利用期間）とは、第2条で定められた契約期間内において、甲が乙に対して、短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

#### [サービス利用料金の支払い]

- 第7条 乙は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を甲に支払うものとします。
- 但し、乙がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、乙は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を甲に支払うものとします。
  - 3 前項の他、乙は、利用期間中の食事代と乙の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を甲に支払うものとします。
  - 4 乙は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、甲が指定する方法により支払うものとします。

#### [利用の中止・変更・追加]

- 第8条 乙は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、乙はサービス開始日の前日までに甲に申し出るものとします。
- 2 甲は、第1項に基づく乙からのサービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所が満室で乙の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を乙に提示して協議するものとします。
  - 3 乙は、第6条に定める利用期間であっても、サービスの利用を中止することができます。
  - 4 前項の場合に、乙は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を甲に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
  - 5 第4項により乙がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、甲は、乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

#### [利用料金の変更]

- 第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、甲は、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、甲は、乙に対し、変更を行う日の2か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
  - 3 乙は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第3章 事業者の義務

#### [事業者及びサービス従事者の義務]

- 第10条 甲及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、乙の生命、身体、財産の安全・確保と、精神的な安定に留意し配慮します。
- 2 甲は、乙の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、乙からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
  - 3 甲及びサービス従事者は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他乙の行動を制限する行為を行わない。また緊急止むを得ない場合であっても乙の家族等の同意を得るものとします。
  - 4 甲は、乙に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、2年間保管し乙もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
  - 5 甲は、サービス提供時において、乙に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### [守秘義務]

- 第11条 甲及びサービス従事者または従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た乙又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 甲は、乙に医療上、緊急の必要性のある場合には、医療機関等に乙に関する心身等の情報を提供できるものとします。
  - 3 前2項にかかわらず、乙に係る他の居宅支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、乙又は乙の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### [契約者の施設利用上の注意義務等]

- 第12条 乙は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 乙は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、甲及びサービス従事者が乙の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、甲は、乙のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。
  - 3 乙は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
  - 4 乙の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、乙及びその家族等と甲との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### [損害賠償責任]

- 第13条 甲は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により乙に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、乙に故意又は過失が認められる場合には、乙の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 甲は、前項の損害賠償責任を速やかに行うものとします。

[損害賠償がなされない場合]

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、甲は損害賠償責任を免れます。

1. 乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 乙が、甲もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

[事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能]

第15条 甲は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、乙に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払を請求することはできないものとします。

## 第6章 契約の終了

[契約の終了事由]

第16条 乙は、以下の各号に基づく契約の終了のない限り、本契約に定めるところに従い甲が提供するサービスを利用することができます。

- (1)乙が死亡した場合。
- (2)要介護認定により乙の心身の状況が自立と判定された場合。
- (3)甲が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (4)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (5)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (6)第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

2 甲は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

[契約者からの中途解約等]

第17条 乙は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、乙は契約終了を希望する日の7日前までに甲に通知します。

- 2 乙は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1)第9条第3項により本契約を解約する場合。
  - (2)乙が入院した場合。
  - (3)乙に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

[契約者からの契約解除]

第18条 乙は、甲もしくはサービス提供者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1)甲もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- (2)甲もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。

- (3)甲もしくはサービス従事者が故意又は過失により乙の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4)他の利用者が乙の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、甲が適切な対応をとらない場合。

[事業者からの契約解除]

第19条 甲は、乙が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1)乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2)乙による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が1か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (3)乙が、故意又は過失により甲又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

[精算]

第20条 第16条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、乙がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を甲に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第7章 その他

[契約当事者の変更]

第21条 乙は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、乙の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は乙の家族等を含む第三者に乙を変更することに同意します。

[苦情処理]

第22条 甲は、その提供したサービスに関する乙からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

[協議事項]

第23条 本契約に定められている事項について問題が生じた場合には、甲は介護保険法その他諸法令の定めることに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

《事業者名》 社会福祉法人 藤聖母園  
介護保険事業所番号 (0270200587)  
介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム

《住 所》 青森県弘前市清原4丁目9番2号

《代表者氏名》 園 長 久保田 洋子 印

契 約 者  
(利用者)

《住 所》 \_\_\_\_\_

《氏 名》 \_\_\_\_\_ 印

代理署名

《氏 名》 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄)